

内之浦地区拠点施設創生準備委員会運営支援業務委託に係る事業者選定委員会設置要領
(目的)

第1条 この要領は、肝付町が令和4年度に実施する内之浦地区拠点施設創生準備委員会運営支援業務委託における受託事業者を、公募型プロポーザル方式により広く募集し、適切な事業者を選定するために事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)内之浦地区拠点施設創生準備委員会運営支援業務委託を行う事業者の選定に関する事。
- (2)前号に掲げるもののほか、内之浦地区拠点施設創生準備委員会運営支援業務に関し町長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員の任期は、この要領の施行の日から事業者の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は副町長とする。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

3 第2項の規定に関わらず、全委員に対する回議をもって開催したものとすることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、所掌事務に係る事項について専門的な知識又は経験を有する職員等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を行う事務局を産業創出課に置く。

(雑則)

第7条 この事項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	副町長
委員	総務課長
	内之浦総合支所長
	建設課長
	農業振興課長
	税務課長
	会計課長
	企画調整課長
	産業創出課長
	委員長が別途必要と認める者